

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2016年11月14日 (月)

第687号 本号3頁

与党「駆けつけ警護」付与を了承 明日 15日閣議決定ねらう ストップ閣議決定！—戦後の歴史の塗り替えは許さない！ 総がかり行動実行委員会は 15日官邸前早朝(7:45~)行動

自民・公明両党は11日、与党政策責任者会議で、南スーダンへのPKOをめぐり、陸上自衛隊の次期派遣部隊に戦争法に基づく新任務「駆けつけ警護」等を付与する政府方針を了承しました。

会議後の記者会見で、自民党の茂木利充政調会長は「通常、閣議決定は議題としないが、案件の重要性に鑑み、丁寧な手続きをとることにした」と述べ、安保法制が本格運用されるにあたり、政府・与党として慎重に審議したと強調しました。

しかし、朝日新聞は8日からの与党手続きは低調だったと報じています。議論は駆けつけ警護の「使い勝って」に集中し、政府の運用方針案に対して「自衛隊が他国軍人を『駆けつけ警護』することは想定されない」に対して、自民党の防衛相経験者が「そんな記述では、現場の指揮官も判断に迷う」と指摘し、「初めから制約をつけるものではない」と、派遣部隊長の裁量を増やすよう求めた。また、公明党からは自衛隊員のリスクについて「正直心配だ」との声が出されたが、反対論ではなかった。11日の自民党総務会では「現地情勢は変化するので、政府は状況判断をしっかりとすべきだ」との注文がついた程度で、すんなり了承された、とのこと。

南スーダンでは7月に大統領派と当時の副大統領派が衝突し、多くの死傷者が出ましたが、政府は「副大統領派は国に準ずる組織(国準)ではなく、大統領派との武力紛争は当面予見されない」と主張しています。政府は国準について支配地域の確立などを例示していますが、現場での判断が難しいのが実情で、その点についても与党内の議論はあいまいなままに終わっています。

PKO 五原則

- (1) 紛争当事者間で停戦合意が成立していること、
- (2) 当該地域の属する国を含む紛争当事者が PKO および日本の参加に同意していること、(3) 中立的立場を厳守すること、(4) 上記の基本方針のいずれかが満たされない場合には部隊を撤収できること、
- (5) 武器の使用は要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること

茂木政調会長は、国会新規でPKO5原則の形骸化が進むとの指摘があったことについて、「総合的に判断した結果、与党として了承した」と語るだけでした。

自衛隊員の命にかかわる武器を持つ「駆けつけ警護」について、「総合的」にと、こんな「低調」な議論で付与を了承していいものでしょうか。政府は15日に閣議決定しようとしています。

総がかり行動実行委員会

は、15日7時45分から官邸前での緊急行動を取り組みます。参加を呼びかけています。



憲法共同センター「9の日宣伝行動」 自衛隊に「駆けつけ警護」任務付与するな！

憲法共同センターは10日昼、新宿駅西口で「9の日宣伝行動」を行いました。憲法共同センターの新しい「大切にしたいのち・くらし・平和 だから戦争法NO！いかそう日本国憲法」のリーフを配り、「自衛隊に『駆けつけ警護』など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求める署名」と「沖縄県民の民意尊重と、基地の押し付け撤回を求める全国統一署名」にとりくみました。行動には11団体34人が参加、署名は合わせて57人分集約されました。



初めに、日本共産党の藤野保史衆院議員がマイクを握り、昨日の米国大統領選挙でトランプが当選したことに触れ「米国での格差と貧困の拡大、中間層の没落などに苦しむなど社会の矛盾と行き詰まりの一つの反映である」と述べ、さらに「トランプ氏はTPPに反対の姿勢であり、本日午後にも衆院本会議で強行採決しようとしていることは異常だ」と指摘しました。

その後、全商連、新日本婦人の会、自由法曹団、全労連等の仲間が、次々とマイクを握り、戦争状態の南スーダンに派遣する自衛隊に駆けつけ警護等の新任務付与を15日に閣議決定しようとしていることに対し「自衛隊員を殺し殺される戦地に送ってはならない、今派遣されている部隊は即時撤退を」と訴え、「戦争法を廃止させよう」「憲法改悪を阻止しよう」と呼びかけました。

署名に応じた50代の男性は「高江での強行は許されない。もっと心配なのは南スーダンに派兵される自衛隊員の命」、70代の女性は「安倍さん怖いね。昔に戻りそう」と話しました。

憲法審査会を傍聴・監視しましょう 開催を求めない国民の意思に反して衆参審査会次つき日程

衆・参の憲法審査会が相次いで開催されます。いずれも、先の共同通信の世論調査結果（「安倍政権の下での憲法改正に反対」＝55%、「賛成」＝42%）でも明らかなように、国民は改憲など望んでおらず、したがって憲法についての検討と憲法改正案の検討をおこなう性格をもつ憲法審査会の開催は不要、開くべきではないという世論のなかで開催されようとしているものです。

11月16日（水）午後1時から参議院憲法審査会が、17日（木）午前9時から衆議院憲法審査会が開かれます。衆議院審査会は翌週24日（木）にも開催が予定されています。

16日の参院審査会では「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査（憲法に対する考え方について）」を議題に、17日の衆院審査会では「憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って」が議論されることになっています。

総がかり行動実行委員会が傍聴を呼びかけ

憲法審査会の傍聴・監視を総がかり行動実行委員会が呼びかけています。同実行委員会の「憲法審査会PT」が傍聴希望者を募り、憲法擁護各野党の輪番で傍聴券のお世話をしてもらおうというものです。

傍聴の手続き

16日の参院審査会の傍聴希望者は15日（火）午後5時までに、17日の衆院審査会の傍聴希望者は16日午後4時までに、氏名、年齢、職業を明記し憲法会議へメールまたはファックスでお申込みください。当日の集合は、それぞれ16日＝12時40分参院議面、17日＝8時40分衆院議面です。

各地のとくくみ

千葉 「自民党憲法草案は憲法9条を根本から覆す」 山武市で憲法学習会

千葉県の「戦争はいやだ山武（さんむ）地域の会」は5日、山武市内で「第3回安保法制（戦争法）勉強会」を開きました。

憲法を考える千葉県若手弁護士会の藤岡拓郎弁護士が安保法制（戦争法）や現行憲法と自民党改憲草案を比較した図解入りの資料を使って分かりやすく説明しました。

藤岡弁護士は「安保法制＝戦争法は憲法9条の解釈を根本から覆すもので、正反対の事態が生まれる」と指摘。内戦状態の南スーダンPKOに参加する自衛隊が「駆けつけ警護」などの任務につく問題で「PKO5原則」が破られ、戦争法が適用されれば、憲法が禁ずる武力行使にあたる」と強調。「安倍首相は戦争法を南スーダンPKOで運用したい思惑が透けて見える」と批判しました。

また、自民党改憲草案について、『権力を縛る』ものから『国民を縛る』ものへと現行憲法をある意味ほとんど否定するものだ」と述べ、「国防軍や緊急事態条項の創設は、戦争する国づくりをめざすものだ」と危険な中身を紹介しました。

大阪 河内長野共同センター

ストップ改憲！許すな戦争法！河内長野集会&パレードに95人

11月5日（土）午後2時から河内長野の中村池公園で「ストップ改憲！許すな戦争法！河内長野集会&パレード」を行いました。主催は同実行委員会。参加は95人。来日中の「インド核廃絶平和連合」クマール・スンドラムさんもプレ企画から参加、「日印原子力協定を結ぶな」「インドにもどこにも原発を輸出するな」「国際的な市民運動の連帯を」とエールを交換しました。



集会では、地元の児童文学者中川なをみさんのメッセージを紹介しながらの主催者挨拶、「安倍政権によって、優しい、技術の国としての日本の信頼のイメージがくずされた」「原発に頼らない社会を一緒に」とのスンドラムさんの訴え、青森での日本平和大会参加者からの報告、沖縄現地訪問の決意表明と続きました。教育現場からも「何でもします・言われたことしかしない」の新しい「デモシカ先生」が作られる中、子ども達に何を教えどう伝えるか、現場で考えた教育を進めたいとの発言も。祖父の法事で郷里の河内長野を訪れていた向川まさひで大和高田市議も「大

叔父は21歳でミンダナオで戦死。遺骨すら戻らなかった。戦争に行けと命じた者と犠牲者が「英霊」として一緒にされるのはおかしい。奈良でも平和の旗を掲げ頑張る」と発言しました。

横断幕、のぼりやプラスターを掲げ全員で写真を撮った後、河内長野駅まで元気にパレード。若者の叩くドラムにあわせて「戦争法の発動とめよう！」「みんなの力で改憲とめよう！」「安倍政権をみんなで倒そう！」のコールが秋空に響きました。

京都 「憲法記念秋のつどい 2016」成功へ！

京都憲法会議等が「憲法記念秋の集い2016」を開催します。

- 日時：2016年11月20日（日） 14:00～
- 内容：○講演 「世論民主主義とメディアの自由」
講師：佐藤卓己さん（京都大学大学院教育学研究科教授・メディア史・大衆文化論）
- 憲法をめぐる情勢報告
多田一路さん（立命館大学大学院法務研究科教授）
- 会場：京都弁護士会館
- 参加費：500円（学生300円）
- 共催：京都憲法会議、自由法曹団京都支部、
憲法を守る婦人の会
- お問い合わせ：京都第一法律事務所内 075-211-4411

